

東京さくら会計事務所通信

-Let's begin together-



第31号

税理士法人東京さくら会計事務所のシンボルマークです。
「宇宙」をイメージしております。



中野サンプラザ総会にて

目次

◇新年のご挨拶

総代表	横尾 和儀	2 P
代表社員 銀座事務所所長	松本 康之	2 P
代表社員 足利事務所所長	氏家 健二	2 P
新宿事務所所長	井出 俊一	2 P
武蔵野事務所所長	両角 直樹	3 P
小金井事務所所長	谷合 譲太	3 P
埼玉事務所所長	橋本 直樹	3 P
佐久事務所所長	井出 高人	3 P

◇税務特集 4 ~ 5 P

◇経営改善計画のお知らせ 6 P

◇飲食店特化チームの特集 / 相続税の非課税財産 7 P

◇事務所だよりコーナー / 編集後記 8 P



新年のご挨拶



総代表
代表社員 横尾 和儀

新年明けましておめでとうございます。

関与先の皆様方におかれましては、御健勝にて新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。又、日頃より格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

当事務所におきましては、税制改正に基づく節税対策、経営に役立つ情報提供、有効な助成金・補助金の申請など、お客様の更なる発展のため総合的にお手伝いさせて頂いております。

今年も職員一同研鑽に励んで参りますのでよろしくお願ひ申し上げます。この新しい年が、皆様にとりまして、益々のご繁栄とご健勝の年でありますように、心からお祈り申し上げます、新年のご挨拶といたします。



足利事務所所長
代表社員 氏家 健二

私は常々、お客様のかゆい所に手が届く会計事務所を理想としております。それにはお客様と良くコミュニケーションが取れていることが必要です。所長という職務上、直接担当者として全てのお客様の所に頻繁にお伺いする機会が中々作れずジレンマを抱えておりますが、担当者がお伺いした際にお話しさせていただいている内容は逐一報告を受けておりますので、ぜひ顧問先の皆様におかれましては、お伺いしている担当者に色々なお話をしていただければ幸いです。私も一緒にお話しを伺っております。

最後に本年が皆様にとって最良の年となりますようにご祈念申し上げます。新年の御挨拶とさせていただきます。



銀座事務所所長
代表社員 松本 康之

当初3人で始まった銀座事務所も現在は総勢15名を数えるまでに成長できました。これもひとえに関与先の皆様のお力添えによるものです。改めて御礼を申し上げます。

今年には米国においてトランプ政権が誕生します。我が国及び世界にどのような影響が及ぼされるのか注視し、適切な対応をしてゆかなければなりません。また国内においてはマイナス金利などの経済政策にもかかわらず景気が上向きません。そのような中でも頑張る中小企業の相談相手たるべく従業員一同出来る限りの対応をさせていただきます。

最後になりましたが本年が皆様にとってより良い年となることをお祈り申し上げます。



新宿事務所所長
井出 俊一

また一つ歳をとった。髪もさらに白くなったが裾にはまだ黒毛が残りの人生のようにしぶとくしがみついている。

最近の世の中なかなか騒がしい。

去年の英国EU離脱、米韓大統領、熊本、鳥取地震、桜島噴火、54年ぶり東京の初雪。

それでも株価は回復傾向にあり、今年は明るい、いや首都圏直下型大地震はどうだ。

平成27年1月1日以後、相続税の課税ベース拡大に伴い相続税の課税が見込まれる者に新たに税務署が一定の書類を送付する取り組みを行っている。そういう方の問い合わせは税務署資産課税部門で受け付けていますが、当事務所でも相談させて頂いております。



武蔵野事務所所長
両角 直樹

昨年7月より武蔵野事務所所長を拝命いたしております。至らぬ点が多い中皆様からは変わらぬご厚情を賜り感謝申し上げます。

さて日本の税制は景気の促進、財政再建、労働力不足の解消、自然災害からの復旧、課税の公平のための国際課税の整備等様々な経済的課題を抱えるため複雑化し、その内容が理解しづらくなっております。私どもは一丸となり、多様な視点、問題意識をもって、皆様からのご相談に真摯に向き合い、税制の周知とその活用を図り、より良いサービスを提供できるよう努力する所存でございます。

最後に新しい年が皆様にとりより良い年となりますよう、心からお祈り申し上げます。



埼玉事務所所長
橋本 直樹

埼玉事務所の所長としてご挨拶をさせて頂くのも早いもので三度目となりました。まだまだ力量不足の私ではございますが、今後とも宜しく願い申し上げます。

昨年は関与先の皆様のおかげで埼玉事務所にとって充実した一年になりました。通常の税務業務をはじめ、経営改善計画書作成、銀行対応など様々なお手伝いをさせて頂きました。

本年も税務や経営に関する諸問題はもちろん、相続に関するご相談など、誠実・迅速・正確な対応でお応えします。

新年が皆様にとって良き年となりますよう、心よりご祈念申し上げます。



小金井事務所所長
谷合 譲太

本年より小金井事務所の所長に就任致しました。まだまだ力不足ではありますが、顧問先様のお役に立てるよう精一杯努力してまいります。

現在、当事務所では経営計画・相続対策・飲食・医業と四つの特化チームを展開し、通常の税務会計以上のサービスを提供しております。また、各担当者が経営者の皆様の最も身近で信頼出来る相談役となるべく日々切磋琢磨しておりますので、何かお困りの際は当事務所をフル活用して頂ければと思います。

最後になりましたが、新年が皆様にとって最良の年となりますよう心からお祈り申し上げます。



佐久事務所所長
井出 高人

昨年の佐久事務所は初年度で大変な年でしたが皆様のお蔭で無事新年を迎えることが出来ました。

今年は去年の経験を生かした新体制で、既に始まった繁忙期に対処していきたいと思っております。折しも当所の主要顧客である農家の皆様に大きな影響がある動きが数々出ています。異常気象、TPPの行方、政府主導による農業改革等ですが特に農家に直接影響がある農協改革、一例をあげれば農協による農業資材の生産販売や農家生産物の委託販売の是非などが大きな問題となっております。当事務所は農業を取り巻く環境の激変に対応し、お客様の心強いサポート役となるべく努力して参ります。



税務特集



最近の税制改正のうち皆様に関係すると思われるものをご紹介します。

(1) 法人税関係

★法人税率の引き下げ

現 行	23.9% (実効税率32.11%)
平成28年4月1日以降開始事業年度	23.4% (実効税率29.97%)
平成30年4月1日以降開始事業年度	23.2% (実効税率29.74%)



★繰越欠損金の繰越期間の延長

現行9年間の青色申告書を提出した事業年度の欠損金等の繰越期間を10年とする施行時期が平成30年4月1日以後に開始する事業年度とされました。

★企業版ふるさと納税制度の創設

地方公共団体が行う地方創成を推進する上で効果の高い一定の事業に対して、法人が行った寄附について、法人事業税・法人住民税・法人税の税額を控除する、いわゆる「企業版ふるさと納税」が創設されました。

- ① 法人事業税 寄附金額の10% (税額の20%が限度)
- ② 法人住民税 寄附金額の20% (税額の20%が限度)
- ③ 法人税 ②で控除しきれなかった金額と寄附金額の10%の少ない額 (税額の5%が限度)

- ・寄附を受ける地方公共団体はあらかじめ地域再生計画を作成し、国の認可を受ける必要があります。
- ・また三大都市圏にある交付税不交付団体や主たる事務所の立地団体に対する寄附は対象外となります。
- ・平成28年4月20日から平成32年3月31日までに支出した寄附について適用があります。

(2) 所得税関係

★スイッチOTC薬控除の創設

スイッチOTC医薬品（医療用から要指導・一般用の市販薬に転換された薬）の年間の合計購入額が12,000円を超える場合には、その超える部分の金額（上限88,000円）を所得控除できる特例が創設されました。従来の医療費控除との選択適用となります。

平成29年1月1日～平成33年12月31日までの間に購入した場合に適用されます。

<スイッチOTC医薬品の具体例>

コンタック鼻炎Z、ガスター10、ロキソニンS、
フェイタスZ、ストナ去たんカプセル 等



(3) 固定資産税関係

★生産性向上設備に関する固定資産税の特例

一定の中小企業者が

- ① 1台又は1基の取得価額が160万円以上で
- ② 生産性を年平均1%以上向上させる
- ③ 販売開始から10年以内の機械装置を

新規に取得した場合、当初3年間の固定資産税（償却資産税）の課税標準を2分の1軽減する特例が創設されました。

「経営力向上計画」を策定し同計画を主務大臣に提出し認定を受けると特例が適用できます。

平成28年7月1日～平成31年3月31日までに取得した場合に適用されます。



※ご質問等は当事務所担当者までお気軽にお声掛けください。

経営改善計画のお知らせ

弊所は、「認定経営革新等支援機関」です。

ご支援させて頂く業務内容は、収支悪化による返済負担等、財務上の問題を解決したい会社様・個人様のための銀行間交渉や、経営改善計画書策定支援業務です。

(経営改善計画書－中小企業庁

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/2013/131213KaizenKeikaku10.pdf>)

また、会社様・個人様での費用負担が必要ですが、弊所が関与することにより国からその費用の2/3の補助金(上限200万)が受けられます。

弊所の特性として、実績とともに、「事業再生」「資金繰り」「銀行取引」の専門コンサル会社との連携により、より高い専門性をもっております。

下記にチェックリストを設けました。

1つでも該当し、説明を聞いてみたい方はぜひご相談下さい。

check 1

運転資金の不足を解消したい

check 2

借入の条件変更をしており、今後も継続していきたい

check 3

創業したものの資金的に余裕がない
新規融資借換を考えている

check 4

業容拡大に設備投資資金が必要

check 5

黒字企業でも資金繰り改善がしたい

check 6

後継者の方に自社の状況・将来の事業構想・
金融機関との関係性を理解してもらいたい

お客様の持続的な経営及び今後の事業展開を考えるに当たり、ぜひ一度ご検討下さい。



税理士法人 東京さくら会計事務所

経営計画チーム

T E L : 0120-390-173

E-Mail : tskaikei@sakuranet.jp

飲食店特化チーム ～漫然経営からの脱却～

前年の実績に基づく売上計画を立てる飲食店オーナー様は、多くお見受けしますが、経費および利益管理計画まで立案し、実績と比較して具体的な改善を実践しているオーナー様は果たしてどの程度いらっしゃるでしょうか。計画と実績の数値管理を意識して行うだけで、オーナー様の事業に対する先見性、管理能力が大幅に向上します。

利益を確保するために必要な損益モデルをつくる

【飲食店の損益モデルの標準値】

売上高	100%
材料費 (F)	55~60%
人件費 (L)	
諸経費	12~14%
初期条件	20%
利益	6~13%

飲食業において、必要な売上を設定する際に、目安の一つとなる数値が、初期条件です。

初期条件	地代・家賃
	支払利息
	減価償却費
	リース料
	本部費

初期条件とは？

お店が開いていようが、閉まっていようが、必ず支払わなければならない経費を指します。

必要売上設定の考え方

損益モデルの標準値に当てはめて考えた場合、標準的な利益（6～13%）を確保するために必要な売上は

初期条件（20%）× 5 = 必要売上高（100%）

目標売上 ⇒ 求める利益・FLコスト・諸経費を逆算しながら想定していきましょう！

相 続 税 の 非 課 税 財 産

平成27年の税制改正により相続税が国民に身近になりつつあるのか、ご自宅と預金だけが主な遺産という方からも相続税対策のご相談をうけることがあります。

遺産の中には相続税が非課税となるものもあります。又相続税の納税義務者は「個人」とであると相続税法で規定しているので、例えば法人が遺産を相続しても相続税はかかりません。（法人税がかかる場合があります）

さて相続税法第12条には相続税の非課税財産が列举され、その筆頭に「皇室経済法の規定により皇位とともに皇嗣が受けた物」とあります。これは天皇に代々継承される、いわゆる「三種の神器」（鏡・勾玉・剣）のことです。「個人」である天皇にも相続税・贈与税の申告・納税義務がありますが、「三種の神器」が相続（生前贈与）されても、相続税（贈与税）がかかることはないのです。ちなみに「三種の神器」は皇族や天皇でさえその実見は許されていないそうです。

現代人にとっての「三種の神器」は人それぞれでしょうが、次代へは「美田」ではなく、形の無いものに価値を見出し、大切に継承させることが一番の相続対策かもしれません、と言ったら財産を持たない者の負け惜しみでしょうか。



事務所だよりコーナー



◇東京さくら会計事務所の パンフレットがリニューアル

皆様は既に担当者から配布されていますでしょうか。この度、東京さくら会計事務所のパンフレットがリニューアルいたしました。皆様にとってより見やすく、分かりやすい内容になるよう作成いたしました。是非ともご活用いただき、悩み解決への一助となれば幸いです。またホームページも大幅なリニューアルを進めており、今年中にアップする予定になっております。楽しみにお待ちしております。



◆ 編集後記 ◆

昨年はオリンピック・パラリンピックがリオデジャネイロで開催され、大変な盛り上がりを見せました。連日報道される熱戦に、寝不足になった方もいらっしゃるのではないのでしょうか。今回のオリンピックで日本が獲得したメダル数は史上最多の41個。パラリンピックでもメダルを24個獲得し、前回大会を上回る結果となりました。3年後に開催される東京大会でもメダルラッシュへの期待が膨らみますね。

ところで、次回の東京大会エンブレムに込められたメッセージをご存知ですか？形異なる3種類の四角形を組み合わせて国や文化・思想などの違いを示し、その違いを超えてつながりあうデザインには「多様性と調和」というメッセージが込められています。

訪日外国人旅行者数が2,000万人の大台を突破した前年に引き続き、本年も多くの外国人旅行者の訪日が予想されます。文化の違いを認め合い、より良いおもてなしをしていきたいものです。

今年一年が皆様方にとって最良の年となることを心よりお祈り申し上げます。

◇ 総 会

昨年6月24日、中野サンプラザ11階ブロッサムルームにおいて総会が開催されました。

事業報告と事業計画の発表後、顧客拡大に貢献した社員と事務所には特別表彰を執り行いました。顧客拡大は、ひとえに皆様のご愛顧の賜物であると心からお礼申し上げます。お客様の更なる発展と社会の活性化に貢献するため、スタッフ一同、本年も気を引き締めてまいります。



税理士法人 東京さくら会計事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-5
ウイングビル
TEL 03-3561-7501
FAX 03-3567-5677

編集発行人 税理士 横尾 和儀
印 刷 株式会社 税 経